

鹿屋市上下水道部の組織等に関する規程の一部を改正する規程

鹿屋市上下水道部の組織等に関する規程（平成18年鹿屋市水道事業管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表工務課の項中「計画係」を「建設計画係」に改め、「建設係」を削る。

別表工務課の部計画係の項を次のように改める。

建設計画係	<ol style="list-style-type: none">1 水道施設の資料の収集、調査、計画及び立案に関すること。2 水道事業計画に関すること。3 認可業務に関すること。4 水道施設の拡張工事・建設改良工事の計画、設計及び実施に関すること。5 工事契約事務等に関すること。6 水道施設の図面の整備、保存及び拡張工事に伴う固定資産への精算に関すること。7 貯蔵品（材料）の管理、入庫、出庫及び出納に関すること。8 改良工事に伴う給水管切替等の工事に関すること。9 工事要望箇所等の調査及び実施に関すること。10 水道施設の道路占用許可申請及び更新に関すること。11 課内の庶務に関すること。
-------	--

別表工務課の部建設係の項を削る。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。